

健全化判断比率及び資金不足比率について (令和5年度決算に基づく比率)

地方自治体の財政破綻を未然に防ぐとともに、財政状況が悪化した自治体に対し早期健全化を促すため、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(以下「財政健全化法」という。)が平成21年4月に施行されました。

財政健全化法では、財政状況を示す4つの指標からなる「健全化判断比率」と公営企業会計の「資金不足比率」について監査委員の審査を受け、その意見を付し議会に報告するとともに、公表することが義務付けられています。

令和5年度決算に基づく当別町の「健全化判断比率」等は、次のとおりです。

1 健全化判断比率について

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
当別町	— (361,402千円の黒字)	— (1,051,263千円の黒字)	9.6%	28.6%
早期健全化基準	14.31%	19.31%	25%	350%
財政再生基準	20%	30%	35%	
参 考	赤字額 903,406千円で財政健全化団体、赤字額 1,262,622千円で財政再生団体に該当	赤字額 1,219,061千円で財政健全化団体、赤字額 1,893,933千円で財政再生団体に該当	(単年度比率) R5 8.0 R4 10.8 R3 10.1	

① 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字が税収などの財源の規模(標準財政規模)に占める割合を表した比率です。

② 連結実質赤字比率

当別町の全会計を対象とした実質赤字が税収などの財源の規模(標準財政規模)に占める割合を表した比率です。

③ 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及びこれに準ずる元利償還金等が税収などの財源の規模(標準財政規模)に占める割合を表した比率です。(上表数値はR3～R5の3ヵ年平均)

④ 将来負担比率

一般会計が将来負担すべき実質的な負債の現在の残高が税収などの財源の規模(標準財政規模)に占める割合を表した比率です。

●当別町の4つの指標はいずれも早期健全化基準を下回っています。

実質赤字比率については、361,402千円の黒字、連結実質赤字比率については、1,051,263千円の黒字であるため「—」で表示しています。

実質公債費比率については、基準内ではありますが9.6%と高水準となっており、今後も計画的な公債管理を徹底します。

将来負担比率については、将来見込まれる負債が年収の何年分に相当するのかを示す指標であり、当別町の場合は約4ヶ月分になります。

2 資金不足比率について

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準	備 考
水道事業会計	—	20%	466,678 千円の黒字
下水道事業特別会計	—	20%	93,413 千円の黒字

① 資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率です。

- 当別町の公営企業における資金不足比率は、すべての会計で経営健全化基準を下回っています。
なお、各特別会計の資金不足比率は黒字となっているため「—」で表示しています。

3 早期健全化基準、財政再生基準及び経営健全化基準について

健全化判断比率の4指標のうち1つでも早期健全化基準を超えれば財政健全化団体となり、財政健全化計画を策定し、自主的かつ計画的に財政の健全化に取り組むこととなります。

さらに比率が悪化し、財政再生基準を超えた場合には財政再生団体となり、財政再生計画を策定し、国等の関与による財政の再生に努めることとなります。

また、資金不足比率が経営健全化基準を超えた場合には経営健全化団体となり、経営健全化計画を策定しなければなりません。

以上のとおり、令和5年度決算に基づく当別町における「健全化判断比率」及び「資金不足比率」は、いずれも早期健全化等の基準を下回っており、近年の財政健全化に向けた取り組みが反映された結果となっています。

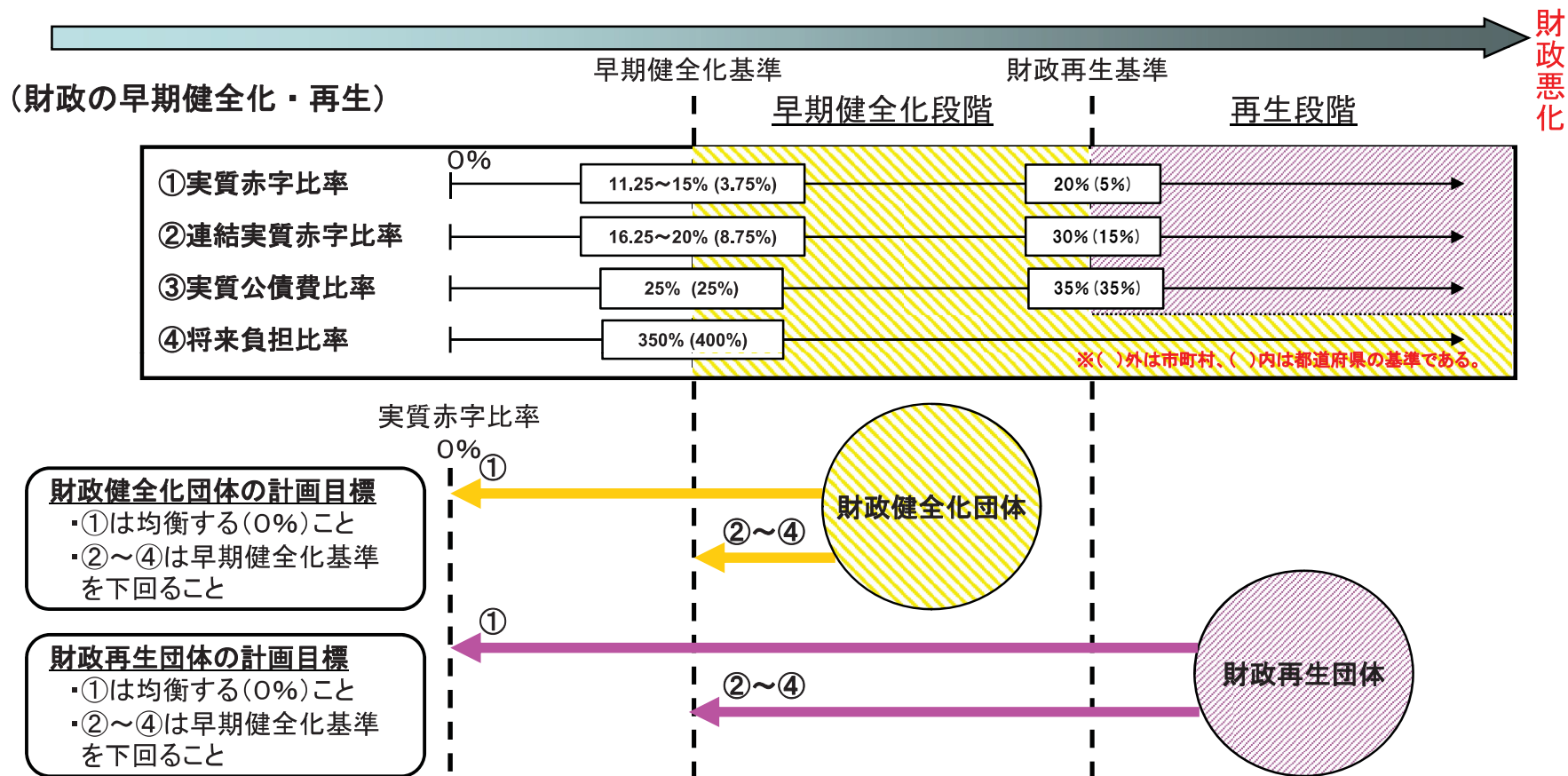
しかしながら、公債費や町債残高が依然として大きいことから、実質公債費比率及び将来負担比率は基準を下回りはしたものの高い比率であり、引き続き厳しい財政状況にあることを示しています。

このことから、安定した財政運営を維持していくため、今後も財政の健全化に向けた取り組みを行うことが必要です。

【参考】当別町における健全化判断比率等の対象範囲

一般会計等	一般会計		実質比率赤字	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	
	一般会計に属する特別会計						
公営事業会計	公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険特別会計					
		介護保険特別会計					
		後期高齢者医療特別会計					
		介護サービス事業特別会計					
	公営企業に係る会計	法適用	当別町水道事業会計	資金不足比率 ※会計ごとに算定			
		法非適用	当別町下水道事業特別会計				
一部事務組合 広域連合	北海道市町村総合事務組合						
	北海道市町村備荒資金組合						
	北海道市町村職員退職手当組合						
	北海道町村議会議員公務災害補償等組合						
	石狩教育研修センター組合						
	石狩北部地区消防事務組合						
	石狩西部広域水道企業団						
	北海道後期高齢者医療広域連合						
第三セクター 地方公社等							

財政の早期健全化・財政の再生・公営企業の経営健全化のイメージ



(公営企業の経営健全化)

